

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書

平成 26 年 2 月 6 日

福島県原子力損害対策協議会

会 長 福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会 長 庄 條 徳 一

副会長 福島県商工会連合会 会 長 轡 田 倉 治

副会長 福島県市長会 会 長 相馬市長 立 谷 秀 清

副会長 福島県町村会 会 長 湯川村長 大 塚 節 雄

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求

福島復興・再生には原子力損害賠償の完全実施が極めて重要であることから、幾度にもわたり、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を最後まで確実かつ迅速に行うよう強く求めてきたところである。

こうした中、原子力損害賠償紛争審査会は、現地調査や県内開催等により認識した被災地の実情を踏まえ、昨年12月26日に「中間指針第四次追補」を取りまとめ、長期にわたる帰還不能に伴う精神的損害の一括賠償や避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」、住居確保に係る追加賠償の考え方など賠償の見通しを示したところである。

東京電力においては、「中間指針第四次追補」の趣旨を踏まえた賠償を速やかに行うとともに、「指針」に明記されていない損害を含め、全ての被害者が一日も早く生活や事業を再建することのできる賠償を的確、迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきである。

よって、200万人福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と、下記についての確実な対応を強く要求する。

記

1 「中間指針第四次追補」を踏まえた、東京電力による的確かつ迅速、十分な賠償の実施

(1) 長期間にわたる帰還不能に伴う精神的損害の一括賠償

ア 賠償の対象となる地域の設定など賠償基準の策定に当たっては、地域の実情や住民、市町村の意向を十分に踏まえ、混乱や不公平が生じないようにすること。

イ 一律の賠償額を超える個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応すること。

(2) 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」

避難費用及び精神的損害の賠償が継続する避難指示解除後の「相当期間」の「1年間」は、避難指示解除が検討されている区域の現状を踏まえて当面の目安として示されたものであり、それぞれの地域の特別な状況や被害者の個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確実に確保すること。

(3) 住居確保に係る損害の賠償

ア 「移住等を行うことが合理的と認められる者」の定義については、「中間指針第四次追補」の趣旨を踏まえ、住民や市町村の意見を聴いて混乱や不公平が生じないように、対象者が幅広く認定される基準を早急に示すこと。

イ 住宅、宅地の事故前価値に基づく従前の賠償を前提として既に住居を確保した後にリフォームや別の住居を取得した場合のほか、世帯を分離して生活再建を図る場合、取得によらず再建を果たそうとする場合など、様々な実態があることを考慮し、混乱や不公平が生じない十分な賠償がなされる基準を策定すること。

ウ 帰還における住宅の建替え等の必要性の確認については、簡易な手法で行うとともに、帰還、移住のいずれの場合であっても、実費によらない方法で賠償額を算定するなど、被害者に過大な負担や混乱を生じさせない簡素で分かりやすい仕組みにすること。

エ 従前の住居が借家であった者の家賃の賠償においては、被害者による帰還、移住の判断や移住先等の選択に影響が生じないように配慮した賠償基準を策定するとともに、賠償期間についても、個別の事情に応じて柔軟に対応すること。

(4) 就労不能損害、営業損害の賠償

ア 全ての被害者がそれぞれの将来設計に応じて生活や事業を完全に再建することができるよう、従来と同じ又は同等の就労や営業活動が可能となった日を終期とすることを基本とし、包括請求方式の対象期間を延長するとともに、避難指示解除後に帰還した際においても、被害者一人一人の実情に対応した賠償を行うこと。

イ いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圈の喪失等に伴う損害、転業や転職等に向けた追加的費用を含めた一括賠償等の対応も行うこと。

(5) 農地や事業拠点の移転等に要する追加的費用の賠償

移住先等で農地や店舗、機械設備等の事業用資産の再取得に要する費用等について、確実に賠償を行うこと。

2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償

- (1) 「中間指針第四次追補」の基本的考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応すること。
- (2) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求への迅速な対応を含め被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (3) 東京電力「福島復興本社」の取組を通し、本県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行うこと。
- (4) 「原子力損害賠償紛争解決センター」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、迅速に賠償を行うとともに、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず直接請求によって、一律に対応できるようにすること。
- (5) 「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解仲介実例を被害の状況が類似している地域や業種等において同様に生じている損害に適用し、全ての被害者に対し公平な賠償を確実、迅速に行うこと。
- (6) 営業損害等に対する賠償において、同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を公表するとともに、分かりやすく説明すること。
- (7) 全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、請求を全くしていない被害者を特定する新たな枠組みも整ったことから、賠償請求未了者への請求手続の周知や相談等の対応を徹底して行うこと。
- (8) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減のため一層の簡素化を進めるとともに、相談窓口等においても誠意を持って丁寧に対応すること。また、本年1月に策定された東京電力の「総合特別事業計画」に新たに掲げた「3つの誓い」を社員一人一人に厳守させること。

3 全ての損害に対する十分な賠償期間の確保

精神的損害や避難費用、就労不能損害、営業損害、風評被害に伴う損害を始め、全ての損害について、損害の範囲を幅広く捉え、被害者の生活や事業の再建など長期的な視点を踏まえた十分な賠償期間を確保すること。

4 避難指示等区域に対する賠償

(1) 被害の実態に見合った十分な賠償

帰還困難区域や居住制限区域、避難指示解除準備区域はもとより、旧緊急時避難準備区域等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を确实、迅速に行うこと。

(2) 財物損害に係る賠償

ア 土地、建物、機械設備等の財物の賠償は、被害者の生活や事業の再建に極めて重要であることから、再取得が可能な賠償など、住民や事業者、市町村の意向を十分に反映した賠償を确实かつ迅速に行うこと。

イ 山林や立木、墓地、個別評価による家財等の賠償基準を早急に示し、賠償金の支払を開始すること。

ウ 帰還後の生活に必要な不可欠な飲料水の確保のため、井戸水や沢水に頼らざるを得ない地域における井戸の掘削費用等について、十分な賠償を行うこと。

(3) 精神的苦痛、生活費増加費用、就労不能損害等に係る賠償

避難の長期化や帰還等により生じる様々な精神的な苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等に対し、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

(4) 早期帰還者への賠償

昨年12月に決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において具体的に明記された「早期に帰還する住民の方々が直面する生活上の不便に伴う費用についての賠償(早期帰還者賠償)」について、旧緊急時避難準備区域も対象にするとともに、速やかに賠償基準を公表すること。

(5) 営業損害における「特別の努力」の全ての賠償期間への適用

「特別の努力」により得た収益を賠償金から控除しない取扱を全ての賠償期間に適用すること。

5 風評被害対策に係る賠償

事業者等が実施する風評被害を最小にとどめるための情報発信や自主検査等の対策に要する費用(機器の購入やリース等を含む)について、確実に賠償を行うこと。

6 除染等に係る賠償

- (1) 個人や事業者が行う県内全域における財物の除染や検査の実施、それに伴う機器の購入、放射性物質が付着した資材の使用等による除染が困難な構造物、農地等への対応などに要する費用について、明確な基準を早急に示し、確実に、迅速に賠償を行うこと。
- (2) 賠償請求の手続を開始するに当たっては、原子力発電所事故から相当の期間が経過していることも踏まえ、被害者に過大な負担を生じさせない簡素で分かりやすい仕組みにし、賠償金の支払を迅速に行うこと。

7 自主的避難等に係る賠償

損害の範囲を幅広く捉え、福島県民それぞれの被害の実態に見合った十分な賠償を最後まで確実に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。

8 地方公共団体の損害に係る賠償

- (1) 県内地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償を行うこと。
- (2) 原子力発電所事故に伴う風評等による観光客の減少や事業活動等の停滞、事業所の移転、避難者の転出などに起因する税収の減少分について、目的税はもとより普通税も含め確実に賠償を行うこと。

9 消滅時効への対応

将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないようにすること。